

(大正十年六月十七日第三種郵便物認可) 每週火曜・金曜(祝祭日ニ當ル時ハ翌日發行)

大分縣報

昭和二十年
第七千九十七號
七月廿七日
(日曜金)

昭和二十年七月廿七日印刷
昭和二十年七月廿七日發行
定價 一月 一圓廿錢 一年 廿六圓
發行人 大分市大字駄原七九〇番地ノ二 縣
印刷人 佐藤喜三郎
印刷所 大分市荷揚町一番地 縣印刷所

○ 通 牒

大分縣內政部長

地第、二八六號

昭和二十年七月二十七日

- 各部 長殿
- 各課 長殿
- 各地方事務所長殿
- 各警察署長殿
- 各學校長殿
- 各市町村長殿

沖繩縣關係行政事務ノ措置方針ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ今般別紙要領ノ通方針決定致候旨內務省地方局長ヨリ通牒有之候條御了知相成度此段及通牒候也

沖繩縣關係行政事務內務省措置要領

第一 一般行政ニ關スル事項

其ノ一 縣ニ關スル事項

(一) 福岡市ニ設置セラレアル縣事務所ニ於テ縣廳關係ノ事務ヲ總括セシムルコト

(二) 縣事務所ノ職員ハ出張中ノ沖繩縣廳員中所要ノ員數ヲ以テ構成セシムルコト、本職員ニ付テハ臨時手當ノ支給ハ之ヲ停

通 牒

192402

四 復用セントスル土地又ハ、僅謄土地ニ在ル物件ノ所有者及是等ニ付所有權以外ノ權利ヲ有スル者ノ住

通牒

止スルコト

(爾餘ノ右縣廳員ハ夫々身分ノ轉換ヲ爲サシムルコト)

(一) 別途措置スル迄ハ差當リ沖繩縣内政部長ハ地方官官制第十條ニ依リ知事代理トシテ沖繩縣知事ノ職權ヲ行フモノトスルコト

(二) 縣會及縣參事會成立セザル狀況ニ在ルヲ以テ其ノ議決ヲ要スル豫算等ハ總テ内務大臣ノ指揮ヲ承ケ處分セシムルコト

(三) 縣行政ニ伴フ所要ノ經費ハ主トシテ地方分與稅財源ヲ以テ充當セシムルコト

(四) 縣ニ交付スベキ地方分與稅ハ右ノ差當リ必要ナルモノ以外ハ内務省ニ留メ置クコト

(五) 國費豫算ニ付テハ現ニ支拂ヲ必要トシ且其ノ可能ナルモノノ地方官官制第十條ニ依リ差當リ沖繩縣知事ノ職權ヲ代理スルコト

(六) 沖繩縣内政部長ヲ支出官トシ之ニ令達スルト共ニ其ノ他ハ内務省ニ留メ置クコト

(七) 事實上送金又ハ支拂ノ不可能ナル現地職員ノ俸給等ニ付テハ便宜現地軍ヨリ立替支拂ヲ受クルコトトスルコト

其ノ二 市町村ニ關スル事項

(一) 各市役所及町村役場ノ事務取扱所ヲ福岡市ニ設置セシムルコト

(二) 各市役所及町村役場ノ事務取扱所ノ職員ハ偶々出張中ノ市町村吏員ヲ以テ構成セシムルコト

(三) 適當ナルモノヲシテ沖繩縣ノ所要ノ市町村ノ市町村長臨時代理者タラシムルコト

(四) 市役所及町村役場ノ事務取扱所ニ於テハ主トシテ戸籍ニ關スル事務、兵事ニ關スル事務、引揚市町村民ノ保護指導等ニ關スル幹施及協力ニ關スル事務等ヲ處理セシムルコト

(五) 市町村會及市參事會ハ成立セザル狀況ニ在ルヲ以テ其ノ議決ヲ要スル豫算等ハ沖繩縣知事ノ指揮ヲ承ケ處分セシムルコト

(六) 各市役所及町村役場ノ事務取扱所ニ於ケル會計整理ハ便宜那覇市ニ於テ取纏メ收支セシメラクコト

(七) 市町村行政ニ伴フ所要ノ經費ハ主トシテ地方分與稅財源那覇市分ヲ以テ充當セシムルコト

(八) 各市町村ニ交付スベキ地方分與稅ハ右ノ差當リ必要ナルモノ以外ハ内務省ニ留メ置クコト

(九) 便宜町村吏員恩給組合ニ關スル事務ハ那覇市役所事務取扱所ニ於テ處理セシムルト共ニ其ノ所要經費ハ那覇市ヨリ立替支弁セシメラクコト